

令和6年能登半島地震 非常災害対策本部会議

議 事 次 第

日時：令和6年1月2日（火）09:15～

場所：官邸4階大会議室

1. 開会 【内閣官房長官】
2. 地震の概要 【気象庁長官】
3. 被害状況等報告 【内閣官房副長官補】
4. 実施方針について 【防災担当大臣】
5. 各省庁の対応状況 【各省大臣等】
6. 非常災害対策本部長発言 【内閣総理大臣】
7. 閉会 【内閣官房長官】

災害応急対策等に関する実施方針（案）

令和6年1月2日
令和6年能登半島地震
非常災害対策本部

特定災害対策本部等における対応に引き続き、以下の方針に基づき、地方公共団体及び関係機関・団体と緊密に連携し、災害応急活動に総力を挙げて取り組むとともに、国民生活及び経済活動の早期回復に全力を尽くす。

- 1 迅速な情報収集を行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
- 2 人命の救助を第一に、行方不明者等の一刻も早い救命・救助に全力を尽くす。
- 3 先手先手で、被害の拡大防止に万全を期す。
- 4 プッシュ型の被災者支援により、避難所の生活環境・衛生環境整備や避難者の生活必需品の確保に努める。
- 5 電力、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の被害状況に応じ、復旧に全力を挙げる。
- 6 被災地の住民をはじめ、国民や地方公共団体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。
- 7 被災地方公共団体の状況にかんがみ、道路・航路の啓開、河川管理施設や港湾・漁港の応急復旧等、積極的に災害応急対策を応援するとともに、必要に応じ、応急措置の実施の支障となるものの除去等を実施する。
- 8 関係省庁が連携して、被災者支援に取り組む。